

お客様各位

山九株式会社

国際複合輸送部

マーケティング・管理 G

TEL : 03-3536-3418

韓国向け B/L 記載事項について

毎々格別なるお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて韓国関税庁より韓国の港における船社の貨物積載リスト（韓国での積替え貨物を含む）申告について注意強化の通達が出されております。

つきましては今後 B/L の下記項目に関しまして特に表記につきご注意頂きたくお願い申し上げます。

尚、記載に不備ある場合には、韓国側で通関、TRANSHIP の遅延、罰金が発生する場合がございます。罰金発生のお客様に実費ご負担頂くこととなりますのでご了承願います。お手数をおかけいたしますが、何卒状況ご理解の上ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適用対象

韓国向け、および経由する輸出入貨物

2. B/L 上への記載事項

Consignee 様の正確な会社名・所在地

(Consignee 様が“To order”の場合は、Notify Party 様の正確な会社名・所在地)

品目が複数の場合は全ての品名

具体的な品名

Sample、Parts、Accessory、Goods、Gift、Product など具体的な貨物が特定できない表記は認められません。

危険品の場合 Class / UN No.

不明点等ございましたら、山九株式会社国際複合輸送部マーケティング管理 G まで、お問い合わせ下さい。

以上